ハ　医科点数表第２章第１部通則第３号から第８号までに規定する加算（通則第７号に規定する加算については、専門的な診療に特有の薬剤を投与した場合に限る。）
ニ　医科点数表区分番号Ｂ００１の１に掲げるウイルス疾患指導料
ホ　医科点数表区分番号Ｂ００１の２に掲げる特定薬剤治療管理料
ヘ　医科点数表区分番号Ｂ００１の３に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料
ト　医科点数表区分番号Ｂ００１の６に掲げるてんかん指導料
チ　医科点数表区分番号Ｂ００１の７に掲げる難病外来指導管理料
リ　医科点数表区分番号Ｂ００１の８に掲げる皮膚科特定疾患指導管理料
ヌ　医科点数表区分番号Ｂ００１の９に掲げる外来栄養食事指導料
ル　医科点数表区分番号Ｂ００１の11に掲げる集団栄養食事指導料
ヲ　医科点数表区分番号Ｂ００１の12に掲げる心臓ペースメーカー指導管理料
ワ　医科点数表区分番号Ｂ００１の14に掲げる高度難聴指導管理料
カ　医科点数表区分番号Ｂ００１の15に掲げる慢性維持透析患者外来医学管理料
ヨ　医科点数表区分番号Ｂ００１の16に掲げる喘息治療管理料
タ　医科点数表区分番号Ｂ００１の20に掲げる糖尿病合併症管理料
レ　医科点数表区分番号Ｂ００１の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料
ソ　医科点数表区分番号Ｂ００１の23に掲げるがん患者指導管理料
ツ　医科点数表区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料
ネ　医科点数表区分番号Ｂ００１の25に掲げる移植後患者指導管理料
ナ　医科点数表区分番号Ｂ００１の26に掲げる植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料
ラ　医科点数表区分番号Ｂ００１の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料
ム　医科点数表区分番号Ｂ００１の32に掲げる一般不妊治療管理料
ウ　医科点数表区分番号Ｂ００１の33に掲げる生殖補助医療管理料
ヰ　医科点数表区分番号Ｂ００１の34のハに掲げる二次性骨折予防継続管理料３
ノ　医科点数表区分番号Ｂ００１の35に掲げるアレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料
オ　医科点数表区分番号Ｂ００１の36に掲げる下肢創傷処置管理料
ク　医科点数表区分番号Ｂ００１の37に掲げる慢性腎臓病透析予防指導管理料
ヤ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－４に掲げる地域連携夜間・休日診療料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
マ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－６に掲げる救急外来医学管理料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ケ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－８に掲げる外来放射線照射診療料
フ　医科点数表区分番号Ｂ００１－２－12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
コ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅰ)の注３に規定する点数
エ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－３に掲げる生活習慣病管理料(Ⅱ)の注３に規定する点数
テ　医科点数表区分番号Ｂ００１－３－２に掲げるニコチン依存症管理料
ア　医科点数表区分番号Ｂ００１－７に掲げるリンパ浮腫指導管理料（注２に規定する場合に限る。）
サ　医科点数表区分番号Ｂ００１－10の３に掲げる心不全再入院予防継続管理料３
キ　医科点数表区分番号Ｂ００１－11に掲げる遺伝性疾患療養指導管理料
ユ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６に掲げるがん治療連携計画策定料
メ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－２に掲げるがん治療連携指導料
ミ　医科点数表区分番号Ｂ００５－６－３に掲げるがん治療連携管理料
シ　医科点数表区分番号Ｂ００５－７に掲げる認知症専門診断管理料
ヱ　医科点数表区分番号Ｂ００５－８に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料
ヒ　医科点数表区分番号Ｂ００７－３に掲げる退院後訪問栄養食事指導料（当該患者が入所する施設において管理栄養士が配置されている場合を除く。）
モ　医科点数表区分番号Ｂ００９に掲げる診療情報提供料(Ⅰ)（注１、注６、注８、注10から注15まで及び注18に規定する場合に限る。）
セ　医科点数表区分番号Ｂ００９－２に掲げる電子的診療情報評価料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ス　医科点数表区分番号Ｂ０１０－２に掲げる診療情報連携共有料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
ン　医科点数表区分番号Ｂ０１１に掲げる連携強化診療情報提供料
イイ　医科点数表区分番号Ｂ０１１－３に掲げる薬剤情報提供料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イロ　医科点数表区分番号Ｂ０１１－５に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料
イハ　医科点数表区分番号Ｂ０１２に掲げる傷病手当金意見書交付料
イニ　医科点数表区分番号Ｃ０００に掲げる往診料（併設保険医療機関以外の保険医療機関に係るものに限る。）
イホ　医科点数表区分番号Ｃ００４－２に掲げる救急患者連携搬送料
イヘ　医科点数表区分番号Ｃ１１６に掲げる在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
イト　医科点数表第２章第２部第２節第２款に規定する点数
イチ　医科点数表第２章第３部及び第４部に規定する点数